

(案)

今後の阪南市立学校のあり方について
中間報告書
(第1ターム・ソフト面)

令和5年1月

阪南市立学校のあり方検討委員会

～ 目 次 ～

はじめに	P 1
I. 諮問・検討経過・今後の予定	P 2
II. ソフト面についての検討	
1. 小中一貫教育について	P 3
2. 学校と地域について（コミュニティ・スクール）	P 8
3. 学校選択制について	P 12
4. 支援教育について	P 18
5. 少人数学級について	P 20
6. 新しい時代に求められる教育について	P 23
III. まとめ	P 27

参考資料

はじめに

阪南市の小中学校については、より良い教育環境をめざし、平成18年11月策定の「阪南市立小中学校及び幼稚園の整理統合整備計画」に基づき、学校規模の適正化や施設改修などの教育環境の改善に取り組んでこられました。

小学校については、平成29年4月に東鳥取小学校と波太小学校の統合、中学校については令和2年4月に鳥取中学校と尾崎中学校の統合をもって、小中学校における計画の全てを完了されています。

一方で、想定以上の少子化の進行により、すでに適正規模に満たない学校があり、統合と合わせて行った施設改修についても、新耐震基準の建物を中心に老朽化対策が必要となっており、社会全体が急速に変化する中、子どもを取り巻く教育環境も大きく変化し、多くの教育課題が山積している状況にあります。

本検討委員会では教育委員会からの諮問を受け、一定規模の児童生徒集団を確保し、バランスのとれた教職員集団を配置するなど、これまでの取組を踏まえながら、阪南市の小中学校が抱える課題を整理したうえで、新たな整理統合・整備計画策定のための、今後の小中学校のあり方について検討しています。

今回は、ソフト面に関する検討内容を集約し、中間報告書として取りまとめました。

阪南市立学校のあり方検討委員会

I. 諮問・検討経過・今後の予定

1. 諮問

(1) 諮問事項

- ①これからの時代に即した本市がめざすべき教育のあり方について
- ②今後の児童生徒数の状況、地理的条件および地方交付税の算定基準等を踏まえた本市がめざすべき教育にふさわしい学校数と配置について
- ③前号に掲げるもののほか、阪南市立学校の小中学校のあり方の検討を進めるため、重要と認める事項

(参考資料：諮問書)

2. 検討経過

(1) 第1ターム（ソフト面についての検討）

●令和4年3月から（第1回～第4回）

小中一貫教育、学校と地域、学校選択制、支援教育、
少人数学級、新しい時代に求められる教育について

第1回：令和4年 3月24日（木）

第2回：令和4年 7月12日（火）

第3回：令和4年10月17日（月）

第4回：令和5年 1月16日（月）

3. 今後の予定

(1) 第2ターム（ハード面についての検討）

●令和5年4月から（第5回～第7回）

施設の老朽化等、防災機能、学校の跡地の取扱い、校区と通学、
留守家庭児童会、財政

(2) 第3ターム（今後の学校のあり方について）

●令和6年1月から（第8回～第10回）

整理統合計画（案）の作成

答申

Ⅱ. ソフト面についての検討

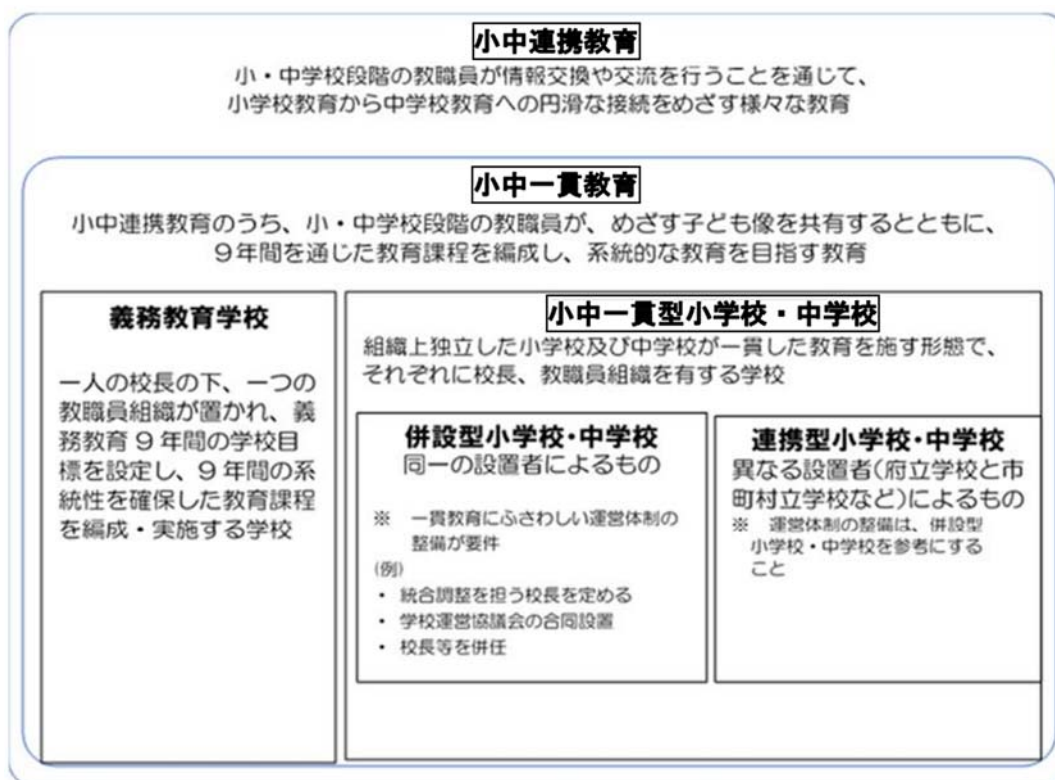
1. 小中一貫教育について

(1) 概要（背景・経過）

平成27年6月 改正学校教育法が成立（平成28年4月1日施行）

※9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置が可能となりました。

<制度上の類型>



(2) 国の状況

小中一貫教育の導入状況調査（文部科学省：平成28年9月公表）

	平成29年度	令和5年度以降
義務教育学校	48校	100校
小中一貫型小学校・中学校 (併設型小学校・中学校)	253校	525校

(3) 府の状況

府内で小中一貫教育を実施している自治体：17市町、137中学校区
(池田市、箕面市、能勢町、吹田市、高槻市、茨木市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市、交野市、柏原市、東大阪市、河内長野市、泉大津市、和泉市)

府内の義務教育学校：令和3年度で9校

(うち泉北・泉南地区では和泉市立南松尾はつが野学園の1校)

(4) 期待される効果(メリット)

- 義務教育学校は一人の校長と一つの組織で構成されているため、小学校6年制、中学校3年制という枠組みではなく、従来の学年にとらわれない教育方針を推進することができる。
- 小中学校のそれぞれの教育課程について、指導内容に重複や隙間が見られる部分の授業時数等を見直し、義務教育9年間の各発達段階に応じて重点化すべき学習のねらいを明確にして一貫したカリキュラムを作成することができる。
- 9年間を通じた学校行事の実施や連続したキャリアパスポートの活用、連続した人権学習等を計画することで、より具体的な教育成果に近づけることができる。
- 小中一貫した学校図書館の活用をカリキュラムとして整理することで、子どもたちに読書習慣がより定着し、文章を読み取る力が身につくことで学力の向上が期待されること等の取組がある。
- 子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活への適応に戸惑うことによって起きる、いわゆる「中1ギャップ」の解消への取組等、個に応じた学習指導、生活指導を充実し、基礎的・基本的な内容を確実に身につけられるようにする指導を一体化することができるとの見方がある。
- 小中学校間でのスムーズな移行に向けた取組を行いやすくする観点から、小中一貫教育の枠組みが注目を集めている側面があり、これまでの小中学校の分離した教育ではなく、その校区に応じた小中一貫教育を進めることにより、子どもたちのより良い成長につながる可能性があると考えられている。
- 子どもたちにとっては、中学校に進学しても小学校で関わった教員が在籍していることから「中1ギャップ」解消につながると期待できる。

- 中学校進学時にスムーズな進級ができる。
- 上級生と下級生（異年齢）の交流が増える。
- 小学校で学習につまずいても継続的なフォローが期待できる。
- 系統的、継続的な学習ができる。
- 集団としての量の確保ができる。
- 学習面、部活、見守り体制など、小中の教職員が補い合える。
- 中学校への進学時に必要な学校行事を省くことができる。

（５）懸念事項（デメリット）

- 交友関係などが途中でこじれるとリセットしづらくなる。
- 教員の仕事がさらに増える。また、教員の人数配分が小学校や中学校では異なることから同じ場所に集めてもうまくいかないところが出る可能性があり、教員免許の違いなどの制度上の課題も含めて、解決には教員数増など国の後ろ盾が必要である。
- 大阪府における教職員免許の現状は、小学校と中学校の両方の免許を持っている教員が多くいるわけではないため、小中一貫教育を導入する際は一部の教員に負担がかかることになり、教員配置に際しても考える必要がある。また、校長の業務も従来校と比べて複雑で煩雑になり校長の負担は増える。
- 阪南市では、現校舎を活用することになっても、発達段階に差による施設面での改修が必要となり、そのまま使用できない。
- 学校を建設・改修するにしても莫大な費用を要するため、ハード面での予算が必要である。
- 市内で従来の小中学校と小中一貫校が混在する場合、保護者や子どもの選択肢確保の観点から、学校選択制の導入や通学距離などの課題を整理する必要がある。

（６）主な意見等

①導入すべき（部分的に導入できればよい）という意見

- 阪南市内に小中一貫校が１校もないことや想像以上の少子化の進行を踏まえ、選択肢を増やすという点から一部の地域からで良いので導入した方が良い。全市的に導入するのではなく、小規模な学校で導入してはどうか。
- 従来の学年単位ではなく、９年間で個々の能力を伸ばす手助けサポートをしていくような指導・体制を構築できれば良い。

- 中1ギャップに対する手立てとして、良い流れになるのではないかと考えている。また、就学前と小学校とのつながりについても考える必要がある。
- 他市の状況は関係なく、阪南市独自のものをやれば良い。

②導入する必要はないという意見

- 現在、本市における教育方針については、教育委員会が教育目標を定め、各校の校長が加味しているが、小中一貫教育のソフト面におけるメリットについては、今まで取り組んできた小中連携の実績をもとに、これまでのシステムを工夫することで、小中一貫教育を導入しなくても十分補える。
- 教員や教育委員会などの教育関係者、保護者、地域の協力者等それぞれの連携を深めることにより、小中一貫教育と同等の成果を上げることができるし、まだまだ現行でも改善の余地があるのではないかと考える。
- 阪南市の地域性やこれまでの歴史、地域の広さや先生方の実情などを総合的に考えれば、現行のままの方が良い。
- 教師の立場で考えても、9年間となることで、場合によっては対象の子どもたちは増えるが、関わりが薄くなってしまっておそれはないかと考える。小学校で6年間、中学校で3年間、それぞれの教師が密に子どもたちと関わりをもって、小学校から中学校へしっかりと引き継ぐ従来の教育の方が良い場合がある。
- 各意見を集約すると、国が求めているものや阪南市のモデルになるものと阪南市の現状とは、かなり乖離している。また、細かなところで課題もあり、加えて阪南市の現状を考えると実現は難しい。

③導入にあたって留意すべき事項

- 小学校と中学校の教員が一人の子どもの9年間を皆で見るとなると、同一敷地内で職員室も同じとするなど、常に情報共有できる環境が必要である。
- 同一敷地における課題は、一つの運動場を小学生と中学生が使用することになり、年齢差による体力面等を考慮した運動場を使い分ける必要がある。したがって、小中一貫校には2つの運動場又は広い運動場を確保できる校地の広さが必要である。
- 小中一貫校を導入するのであれば、適性規模でかつ同一敷地内であ

るなど施設環境の条件が整っている必要がある。分離型など職員数が同じ環境の下で働けない環境では、机上の空論になりかねない。

- 将来、子どもたちの目線で考えたとき、今後、更に児童数が減少して学級数も減少する中、統合により複数の学級にした環境で子どもたちを過ごさせてやりたい。したがって、まずは小学校と小学校を統合して学年のクラスを増やすことが大事である。小中一貫校に関しては、全体的にはスムーズなイメージがあるが、具体的にになると課題も多い。まずは施設環境を整える必要がある。

④その他

- 導入に当たっては、適正な規模というものがあり、大規模校では運動場などの運営面で苦勞するし、小規模な学校は小学校と中学校の先生が一緒になることで適正規模になり、コミュニケーションが取れて日直の回数などの負担も減る。
- 併設型と連携型の大きな違いにもピンとこない。
- 現在の小中一貫教育がどの程度進んでいるのかがわからない。
- 現時点では導入の是非についてはわからない。
- 今は小中一貫教育を導入できなくても、たえず状況は変化するもので検討は怠ってはならない。
- 現時点では、小中学校が完璧に連携することは難しいが、今後の教員不足などを考えると今までどおりが良いという訳でもない。
- 今後、子どもたちが減り、統合によって校区が広域化して、子どもや保護者の負担は増えることとなるが、時機を見て統合する必要がある。

2. 学校と地域について（コミュニティ・スクール）

（1）概要（背景・経過）

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のこと。教育委員会には設置の努力義務があります。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）

全国11,856校導入（令和3年5月時点）

＜コミュニティ・スクールにおける主な3つの機能＞

- ① 学校長の学校運営の基本方針を承認します。
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができます。
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができます。

（2）国の状況

平成16年 地教行法改正により制度化されました。

平成29年 地教行法改正法により教育委員会には学校運営協議会の設置が努力義務化されました。

（3）府の状況

府立の高等学校は100%導入しています。

府内では市内の全ての小中学校で制度導入している自治体（河内長野市、泉大津市）もあります。

（4）期待される効果（メリット）

- 学校が保護者や地域住民の意向を把握するとともに地域と連携・協働しながら開かれた学校づくりを一層進めるために必要である。
- 先生だけではなく地域の人からも学ぶことができる。
- 子どものころから地域の歴史に触れてその魅力を知っておくことで、より自分たちの住む地域が好きになれる。
- 地域、保護者、子どもが参加することで、学校に関心や愛着が生まれ、意見を聞いてもらうことで子どもの自主性・気持ちに沿った運営ができる。
- 地域によっては、例えば小規模校で地域の方も子どもたちをよく知っている場合は協力が得やすい。

- 学校に民生児童委員や青少年指導員等、地域の社会教育や福祉関係の方や組織が協力していただいている実績があれば心強い。
- 学校は、健全育成に関わる幅広い分野を受け持っているが、例えば「子どもの安全のために：登下校や地域で過ごす時間の見守り」、「地域に愛着をもつために：地域学習の協力」、「学びに向かう力や人間性を培うために：ゲストティチャーの登用」、「快適な学校環境づくりに：学校設備等の保守整備」など学校だけでは負担感があつた、あるいはより一層充実でき得る観点にも視点を当て、連携のあり方や活動を進めていくことが望ましいと考える。

(5) 懸念事項（デメリット）

- 小学校・中学校ともに授業時数の確保が大きな課題となっており、夏休みや行事などを工夫しながら学校運営している中で、地域と関わるような取組を行う時間の確保することが課題である。
- 参加してくれる地域の方が減少している。協議会委員の確保が難しい。
- 活動が活発になることで、参加するボランティアや教員の負担が増える。
- 地域や保護者などから多数の意見をどう学校の運営に反映させるか、校長をはじめとした教員への負担の増加が危惧される。

(6) 主な意見等

①導入すべきという意見

- 地域の方が学校の運営に関わることができる仕組みがあるのであれば、是非とも導入してほしい。もっと身近な人たちが参加できる組織になればよい。

②すぐに導入する必要はないという意見

- 今までの取組も評価し、現状をさらに充実、発展させることで不十分なのか、将来まで考えて導入が子どもたちにとってどうなのか、地域の人々の本音はどうかを把握してから判断すべきである。

③導入にあたって留意すべき事項

- 課題はできるだけ学校の負担にならないように、どのように地域と協議していくかということである。

- 地域と保護者だけでなく、子どもの参加も実現することが必要である。
- 学校運営協議会で教職員の任用など人事まで踏み込んだ議論となると難しい。例えば気に入らない先生を異動させるといった意見は域を超えており、地域が学校へ入り込んで荒らすというものではなく地域と共に学校を運営していこうというものが原点である。
- 人口減少、少子高齢化の中、人材を含め、どう組織を立ち上げるのか、現場の教職員に仕事の負担がどこまであるのかなどの検討が必要である。
- 導入するなら教師以外に専任の人材や部署を学校内に作って運営するべきである。
- 何の策もなく（めざす方向など）導入するのは良くないと感じる。

④その他

- 子どもが自分の生まれ育つ地域について知ることは大切なことである。
- 子ども福祉委員などの自主的ボランティア活動がさらに推進し広がり定着すれば、今日的課題の高齢化社会における、子どもたちの地域社会への参画の在り方や大人の学び等、地域課題解決の方策のひとつにもなる。
- 学校の存在は、昔も今も地域の人にとっては母校であり、心のふるさとで、様々な行事は思い出として残っており、これこそがコミュニティ・スクールであった。
- もっと地域、保護者、子どもも学校運営に参加して、学校について真剣に考えることが必要である。
- 阪南市の特性、特に神社・仏閣、名所旧跡などに対する地元の方の取組や紡績、漁業などの産業への歴史的取組を地域住民等に協力を負うという形で「コミュニティ・スクール」という学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の推進など、地域と交わった社会勉強により、学力の向上を含め子どもたちの成長により良い影響を与える。
- 地域は学校を支えていこうという前向きな姿勢があり、和歌山県内の導入校でも大きなトラブルなどは聞かない。やり方によれば、良い方向に進むのではないか。
- 既に「学校協議会」を設置し、各校長の学校経営に関する情報を積

極的に知らせ、必要に応じて意見等を聴取する中で、学校運営や経営に生かしている。

- 平成12年度から「地域教育協議会」が設置され、特色ある活動を実施している。
- 現在は、学校運営に地域、保護者、子どもが関わることなく、学校・教育委員会に任せてしまっているため、無関心になっている。
- 何か問題が起きれば学校・教育委員会の責任になり、何事も起きないよう守りに徹してしまっている。
- 先進事例についても学び、メリット、デメリットについての確かな判断ができる研修も必要である。

3. 学校選択制について

(1) 概要（背景・経過）

①学校選択制

<学校選択制の主なタイプ>

自由選択制	市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	市内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

<指定外就学・区域外就学(学校教育法施行令第8条)>

指定された就学校について、保護者の意向や子どもの状況に合致しない場合等において、教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申立により、市町村内の他の学校に変更することができます。

<学校選択制>

教育委員会が就学校を指定する前にあらかじめ保護者の意向を確認したうえで、保護者に就学通知を送付します。

②特認校

特認校制度とは学校選択制の一種のこと。従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるものです。

(2) 国の状況

①学校選択制

<主な諮問機関と提言>

平成8年12月 内閣総理大臣の諮問機関行政改革委員会の提言
「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」
—創意で造る新たな日本—

平成12年12月 教育改革国民会議報告

「教育を変える17の提案」

平成13年12月 総合規制改革会議の提言

「規制改革の推進に関する第1次答申」

＜文部科学省の動き＞

平成9年1月 「通学区域制度の弾力的運用について」（通知）

平成9年9月 「通学区域制度の運用に関する事例集」（作成・配付）

平成12年7月 第2集（作成・配付）

平成14年3月 第3集（作成・配付）

平成15年3月31日 学校教育法施行規則の一部改正

（就学校の指定）

あらかじめ保護者の意見を聴取することができることを明確化

意見の聴取の手続に関し必要な事項を定め公表

（保護者の申立）

就学校指定校の変更要件及び手続に関し必要な事項を定め公表

②特認校

全国的には、豊かな自然環境などを活かした特色ある教育を進める小規模校を中心として、札幌市、横浜市、長岡市、姫路市、福岡市、鹿児島市など全国80以上の自治体において、100校以上が特認校制度によって運営されています。

（3）府の状況

①学校選択制

府内で国が示す学校選択制を全校で実施しているのは大阪市のみで、大阪市以外では、弾力的運用の幅の拡大により事実上の学校選択制を実施している市があります。

枚方市	中学校入学時に通学距離や特定の部活動など基準を満たす場合に市内全域から選択が可能 ※指定外就学（区域外就学）による
寝屋川市	小学校入学時に同一中学校区内の小学校を選択可能
泉佐野市	小学校入学時に距離的に近い学校を選択可能 ※指定外就学（区域外就学）による
柏原市	一部区域で隣接する通学区域の学校を選択可能

	中学校入学時に特定の部活動のある学校を選択可能 ※指定外就学（区域外就学）による
--	---

②特認校

＜府内で特認校制度による学校運営を実施している学校＞

泉南地区	岸和田市立東葛城小学校（令和元年度～）
	貝塚市立永寿小学校（令和2年度～）
	泉佐野市立大木小学校（平成20年度～）
	泉佐野市立佐野台小学校（平成29年度～）
	泉佐野市立第三小学校（平成29年度～）
	泉南市立東小学校（平成19年度～）
泉南地区以外	河内長野市立天見小学校（平成12年度～）
	高槻市立檉田小学校（平成15年度～）
	和泉市立南横山小学校（平成18年度～）
小中一貫校	柏原市立堅上小学校（平成18年度～）
	柏原市立堅上中学校（平成19年度～）
	箕面市立止々呂美小学校（平成20年度～）
	箕面市立止々呂美中学校（平成20年度～）
義務教育学校	池田市立ほそごう学園（平成29年度～）
	羽曳野市立はびきの埴生学園（令和元年度～）

（４）期待される効果（メリット）

- 学校選択制により、保護者の学校教育への関心が高まる。
- 子どもが自分の個性にあった学校で学ぶことができるようになる。
- 選択を通じて特色ある学校づくりが推進できる。
- 学校の方針等を積極的に発信するようになる。
- 選択の幅が広がり「いじめ問題」等に対応できる。
- 以前に比べると中学校の部活動の種類が減ってきているようなので、子どもの得意とするスポーツや芸術などを考えて学校選びができる。
- マイホームや物件選びの際、気になる校区問題などが解消される。
- 引っ越した際に転校しなくても済む。
- 子どもたちや親が費用等を気にせずに自分達が気に入った特色ある

教育の学校を選ぶことができる。

- 学校側も特色ある学校づくりに意欲的になる。
- 子どもも、自己決定することで学校に興味・関心がわく。
- 特認校は、少人数で学習指導や生活指導等を行うことによりきめ細かな指導を行うことができることや地域の環境や人材を生かした特色ある教育活動を進めることができる。

(5) 懸念事項（デメリット）

- 通学距離が長くなることに伴う安全確保の問題がある。
- 学校と地域との関係が希薄化する。
- 入学者が大幅に減少したことで適正な規模が維持できなくなった学校が出てくる。
- 特認校については、通学区域が広範囲になるため、児童生徒や保護者に負担がかかることや校区外から通学する児童生徒にとっては居住する地域での人間関係等が希薄になりやすくなることなども考えられる。
- 希望の学校の募集人数枠を超過した場合、どのように抽選するのか。きょうだいであっても同じ学校に通えないというケースが生じてしまうのではないか。
- 希望の学校にいけるとは限らない。
- 特定の学校に生徒が集中してしまうおそれがある。
- 学校が選ばれる立場になると、学校の特色や話題性により学校間に人気の差ができ、生徒が一方の学校に偏ることが起きるため、適正な規模が保てないことになる。
- 学校間や地域間に格差が発生してしまうのではないか。
- 誰でも希望すれば市内のどこの小学校にも通えるとなると、学級数の見込みが立たないため、必要な教員の予測ができなくなる。

(6) 主な意見等

①肯定的な意見

- 子どもや保護者にとって、公立小中学校でも学校を自由に選択できることは子どもの個性を伸ばすことにつながる。
- 現在は学校に行かされている感があるのが、学校を選択することで自主性が芽生えるのではないかと期待する。
- 現在は住んでいるところで学校が決まっているが、希望すれば気軽

に通える仕組みがあっても良い。

- 学校選択制の主旨は理解し、個性や持っている能力を伸ばすことは、否定しない。事例を見て研究する必要がある。

②否定的な意見

- 和歌山市では、加太小学校を特認校にして色々な地域から集まってきた地域特性に合った教育を実施しているが、阪南市が同じような教育ができる環境にはない。

③導入にあたって留意すべき事項

- 和泉市では学校を統合して子どもたちを集めて2クラスにし、特認校として校舎を新築して義務教育学校を始めようとしている。このように大胆なことをやろうとするのであれば学校選択制を導入しても良いが、なかなか思うようには行かない。

④その他

- 府内の事例は、目的や範囲が限定されていたり、特認校についてはものすごく小規模化した学校であったり、特殊な要因によるものが多い。
- 海洋教育などの特色ある教育は特認校を導入しなくても実施できる。
- 公立学校が学力だけで特認校を設けているところはない。
- 特認校を導入しようとしても、阪南市にはこれだけ小規模化した学校がない。
- 少人数学級を推奨しながら、更に特別支援教育を集めてできるような学校があれば、特色がある学校として導入する価値があるかもしれない。
- 特認校について、学力やスポーツではなく、学校へ行きづらい子どもが通うようなフリースクールの学校を地方自治体が持つてはどうか。
- 区域外就学及び指定外就学の運用については、積極的に公募するようなものではないが、もう少し柔軟な対応を検討しても良い。
- 小学校の児童の登下校を考えると一番近くの学校で、帰ってきても一緒に遊べるのが、子どもたちの本音だと思う。
- 子育ての中で実際に学校選択制を経験したことがないので、一概に必要な可否判断はできない。

- 現場の先生や教育関係者の方の意見を聞きたい。

4. 支援教育について

(1) 概要（背景・経過）

- 平成19年4月 学校教育法等改正
可能な限りともに教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法を改善・充実。
- 平成23年3月 障害者基本法の一部改正
本人・保護者の意向を可能な限り尊重し、交流及び共同学習を積極的に推進。
- 平成25年9月 学校教育法施行令の一部改正
認定就学制度を廃止し、本人・保護者の意向を可能な限り尊重。
総合的判断により就学先を決定していくことを定めました。
- 平成28年4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行
(障害者差別解消法)
差別の禁止、合理的配慮の提供等を定めたインクルーシブ教育システムの構築に向けた仕組みの整備。

(2) 国の状況

障がいのある子どもの学びの場については、障害者権利条約の理念を踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに教育を受けられるように条件整備が行われるとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、支援学級、支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備が行われてきました。

(3) 府の状況

①大阪府教育振興基本計画における後期事業計画（平成30年3月策定）

<5つを重点取組>

- ①支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備
- ②就労を通じた社会的自立支援の充実
- ③一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
- ④発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援

⑤私立学校における障がいのある子どもへの支援

②府内における支援教育の現状

- 小・中・義務教育学校への支援学級設置校率は、他府県と比較して高い。
- 支援学級に在籍する児童生徒は、支援学校（小・中学部）より多い。
- 学齢期の子どもが減少しているが、支援学校・支援学級に在籍する児童生徒は増加しています。

<大阪府内の支援学級在籍の児童生徒数>

令和3年度：40,770名（令和2年度比：2,998名増加）

（４）期待される効果（メリット）

- 大阪府教育振興基本計画における後期事業計画の基本方針の一つでもある障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援するための環境が整備され、子どもの自立と社会参加に向けた「自立活動」が充実する。

（５）懸念事項（デメリット）

- 支援学級に入級する児童生徒の増加傾向は同様であり、支援学級数の増加により、各校において支援学級教室をどのように確保するかということが大きな課題となっている。
- 支援学級に入級する児童生徒の増加傾向は同様であり、必要とする支援員をどのように確保するかが課題となっている。

（６）主な意見等

①その他

- 現在の本市の各小中学校の支援学級数は、中学校が2学級から4学級で、小学校は2学級が最小で4学級が多く、6学級や8学級の学校もあり、学級数が多い印象がある。
- 各学校により状況は異なるが、支援学級の担任で特別支援学校教諭免許状を保有している教員は半分に満たない状況であり、その免許を持たない教員は研修を受講する等の方法により、支援教育に関する知識理解を深めている。
- 通常学級に在籍しており、授業にもついていけるが、あまり学校に行きたくない児童が通う場所を整備できないか。

5. 少人数学級について

(1) 概要（背景・経過）

義務教育諸学校教職員定数改善計画（以下「定数改善計画」という。）による小中学校における学級編成基準

第1次定数改善計画（昭和34年度から）：50人学級

第2次定数改善計画（昭和39年度から）：45人学級

第5次定数改善計画（昭和55年度から）：40人学級

第6次定数改善計画：新しい指導方法（ティーム・ティーチング等）の導入

第7次定数改善計画：様々な教員加配により少人数教育を推進

(2) 国の状況

令和3年3月31日（同年4月1日施行）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「学級標準法」という。）の一部改正

令和3年度の公立小学校の2年生から令和7年度にかけて、学級編成基準が35人に段階的に引き下げられました。

(3) 府の状況

平成13年度 都道府県の判断による40人以下の学級編成が可能

平成16年度～ 段階的に府内小学校1・2年生の35人学級を導入

平成19年度 府内全1・2年生が35人学級編成

府内においては、独自の少人数学級を編成している自治体もあり、当該自治体では、国や大阪府から配置される教員以外に自治体負担の教員を任用し、少人数学級を編成しています。

(4) 期待される効果（メリット）

- 少人数学級編成に係る研究の報告書として大阪府が「小学校1・2年生の35人を基準とする学級編成 取組みと効果について」を作成しているが、この報告書では、生活面、学習面での効果に加え、児童や保護者からも高い評価の声が寄せられている。
- 一人ひとりに目が届きやすく学習意欲の向上につながる。
- 新型コロナを初めとする感染症の対策になる。
- 児童生徒一人ひとりに注意が行き届きやすく、学習面や生活面できめ細やかな指導ができる。

- G I G Aスクール構想の効果を高めることができる。
- 教員の長時間労働の改善が見込まれる。
- 先生の負担軽減が児童・生徒のためになる。
- 教育の質の向上については、目が行き届きやすくなる。また、個別指導により、よそ見や私語が少なくなる。
- 人間関係が良くなったという報告がある。
- みんなが一斉に同じことができるよう、決められた手順・方法でできるようにするなど、多くの中で適応できる人間、同じような人間ではなく、少人数学級は個々に応じてやってみたいことがサポートできる。

(5) 懸念事項（デメリット）

- 市内の小中学校は、これまでの整理統合の取組と近年の支援学級の増加や少人数教育などの教育指導方法の多様化に伴い、児童生徒数が減少傾向にあるにも関わらず、教室数は不足している現状にある。
- 施設面として教室数の確保が課題になる。
- 少人数学級を実現するために先生の数を増やすことが今の財政状況で可能なのか。

(6) 主な意見等

①導入にあたって留意すべき事項

- 35人という学級編成の人数も大切だが、教員の目の数にも着目する必要がある。学級編成が35人であっても、例えば支援学級に在籍する児童も通常学級で活動を共にするときは35人以上となり、学級担任の負担は増加する。この場合は学習支援員を配置し、関わる指導者の目を増やすことで補う。学習支援員の活用については、低学年や各学級の困りごとがある児童への支援を担う。こうした人的な配置で、よりきめ細かな教育が実現できることから、少人数学級の視点と併せて、市として検討されたい。

②その他

- 生徒のためには、人数を減らし、学習の理解度に応じたクラスを編成し、学級運営するべきである。
- 定数が引き下げられるのだから、子どもに関われる時間が多くなる

ことを願う。

- 少人数学級というより、個々の能力を伸ばしていくような指導サポートが必要である。
- 特に学力向上がみえたとかがないが、教師にどのような影響があり、それがどう子どもに反映するか判断できない。
- 近年は、子どもだけではなく保護者についても、多様性により教員の負担は増加している中、国は35人学級に段階的に引き下げることを決めた。しかし、途中では30人学級も議論され、結果的に教員の配置や人件費など問題で35人学級に落ち着いた経緯があることを踏まえると、少子化が進んで子どもの数が減ると、教員をそれほど増員せずに30人学級が実現できることから、国の今後の見通しとして30人学級は十分可能性があるのではないか。子どもの立場だけではなく教員にとっても、学級編成の人数を引き下げないと教育の質を担保できないのではないか。
- 今後、市として独自に教員を採用して補填していくことは考えずに国の基準どおりに進めるのであれば、あり方検討委員会で議論する必要はない。

6. 新しい時代に求められる教育について

■「阪南GIGAスクールビジョン」について

令和2年 文部科学省が「GIGAスクール構想」を打ち出しました。
1人1台タブレット端末と高速大容量ネットワークの整備

(1) 主な意見等

①肯定的な意見

- 新しい時代に対応する力が必要である。
- 現状は進んでいない気がするので、どんどん進めてほしい。
- 一人一台端末は学習状況や地域を問わず、感染症や災害時でも学べるといった環境をもっと推進した方が良い。
- 小学校の人数が少なくなり、小学校同士の委員会活動として子どもたちがWEBでつながり、情報を交換するなど、特に中学校校区内で行うと小学校と中学校の縦のつながり、例えば中学校の教師が小学校の授業にWEBで参画することで中学校入学時に円滑な融合ができる。
- 教員が他校の授業を見て学ぶことも大事だが、これまでは移動時間が伴うために半日かけた研修が、オンラインによって自分の都合に合わせて効率的に学ぶことができる。

②推進にあたって留意すべき事項

- 子どもたちが変化を前向きに受け止め豊かな創造性を備え、持続可能な社会の作り手として、予想不可能な未来社会を自立的に生き、社会に参画するための資質能力を一層着実に育成していくことが早急な課題である。
- 子どもの実感も関心も違うので、興味を引きつけることができるような指導が必要である。
- 現代社会ではICTは重要であると考えますが、教育の優先部分として、子どもの教育的成長部分で重要な課題・問題点への取組は、人と人が顔と顔を突き合わせての取組が誤りのない解決方策である。
- もっと日常的に使えるように、毎日持ち帰ったり、休み時間も使用できたりしても良い。
- WEBをいかに活用するかで、留意点はオンラインに頼るのではなく、これまでの取組をどう補うかである。

③その他

- 阪南市は先進的に取り組んでほしい。
- 少しずつ授業に取り入れているのを感じるが、手順・方法を教えすぎ。
- やってはいけないこと、決まりが多い。
- 保護者も見られるようにして、連絡用に使用、子どもの発達段階の違いで個別に宿題を出すなど、もっと活用できる。
- 今後は、G I G Aスクール構想に基づく取組が大事になる。
- オンラインの活用については無限の可能性はある。なかなか学校に行けない児童生徒が放課後に先生とオンラインにより学校の雰囲気を感じながら学習したり、学級の様子を映して徐々に子どもたちと交わったりしながら、段階を踏んで学校で子どもたちと一緒に過ごすための取組を行うことも考えられる。

■海洋教育について

平成19年4月 海洋基本法の制定

<第28条：海洋に関する国民の理解の増進等>

国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進等のために必要な措置を講ずるとともに、大学等においても海洋に関する政策課題に対応できる人材育成を図る。

この第28条を受け、教育の内容や実施方法の開発がはじまり、初等教育における海洋教育の普及推進に関する研究会（海洋政策研究財団）が設置されました。

（1）主な意見等

①肯定的な意見

- 海だけではなく、その地域に合った学習をすれば良い。
- 実際に我が子も保育所では地引き網の体験から始まり、小学校に入ってから学年ごとに里海公園の生き物観察や海岸清掃、アマモを実際に育てる等の経験を通して環境問題にとっても興味を持つことができた。
- 立派な歴史に残る教材である。
- 阪南市の特性を生かした教育である。
- 特に阪南市は、他にはない海と資源が身近にあるので、もっと子どもたちに実体験で感じて、阪南市の魅力を知って、自慢するくらいになってほしい。

②推進にあたって留意すべき事項

- 海洋教育の実践は素晴らしいが、それができる学校と地域的にできない学校があるので、SDGsによる環境教育の取組の一環として各学校の取組をオンラインで発表し合い、阪南市の環境について考えるというのはどうか。

③その他

- 海洋教育における体験教育を全市的に取り組んでほしい。
- 郷土学習の中に入れてほしい。

■英語教育について

平成26年2月 英語教育の在り方に関する有識者会議が設置

グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語の向上は日本の将来にとって極めて重要であり、アジアの中でもトップクラスの英語力をめざすべきであるとされ、今後の英語教育改革においては、その基礎的・基本的な知識・技能とそれらを活用して主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成が課題であることも挙げられました。

(1) 主な意見等

①肯定的な意見

- 試験のための能力ではなく、外国人と接することに多様性が日常的で、あたり前で、色々な考え方に興味・関心を持てるようになるために、外国人の先生（ALT）は必要である。
- 英語教育については、ALTもいるが、自動翻訳できるソフトもあるのでオンラインを活用して、例えば学習上で関連がある外国の人たちの話を聞いたり、子どもたちがリアルタイムで翻訳しながら会話したり、グローバルな視野を拓けることができる。

②その他

- 英語は世界の共通語である。
- グローバル化でこれからも必須の言葉である。
- 就職にも有利である。
- 英語ができなくても様々なツールで翻訳ができる時代になってきている。
- 大学受験が変わらない限り、授業で取り入れることも難しいとは思いますが、もっと会話を中心に取り入れてほしい。
- 文法のクラス、会話のクラスがあればと思う。
- 外国人と日常会話できる日本人を育成してもらいたい。
- 幼少期から英語に楽しく慣れ親しむことにより外国へ興味・関心が高まる。
- 今の取組を続けてほしい。

Ⅲ. まとめ

本検討委員会では、第1タームとして令和4年3月に開催した第1回会議から令和5年1月に開催した第4回会議の4回に渡り、ソフト面を中心に事務局の審議資料を基に議論しました。

各委員からは、いずれの教育についても新たに導入したり、これまでの取組を推進したりすることで期待される効果が多く、前向きな意見があった一方で、本市の財政状況や地域の特性、施設面など、導入・推進することで懸念されることも多く、様々な意見がありました。

引き続き、今後の児童生徒数の状況やハード面に関する検討を行うことで、これからの時代に即した阪南市がめざすべき教育のあり方や今後の児童生徒数の状況や地理的条件等を踏まえた阪南市がめざすべき教育にふさわしい学校数と配置について検討します。

参考資料

参考資料 1 阪南市立学校のあり方検討委員会条例

参考資料 2 阪南市立学校のあり方検討委員会条例施行規則

参考資料 3 阪南市立学校のあり方検討委員会委員名簿

参考資料 4 諮問

阪南市立学校のあり方検討委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、阪南市立学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、阪南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、市立学校のこれからの教育や新たな整理統合計画などの学校のあり方について協議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 阪南市立学校の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 市の職員

3 委員の任期は、諮問についての協議及び答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出又は検討委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年阪南町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会評価委員会委員の項の次に次のように加える。

学校のあり方検討委員会委員	〃 6,500円	〃
---------------	----------	---

(趣旨)

第1条 この規則は、阪南市立学校のあり方検討委員会条例（令和3年阪南市条例第 号）第7条の規定に基づき、阪南市立学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(委員構成)

第2条 検討委員会の委員構成は、次によるものとする。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 公共的団体の代表者 3人以内
- (3) 阪南市立学校の代表者 2人以内
- (4) 公募による市民 3人以内
- (5) 市の職員 4人以内

(意見の聴取)

第3条 会長が必要と認めるときは、検討委員会の議事に関係のある行政機関の職員又は関係人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

阪南市立学校のあり方検討委員会委員名簿

令和5年1月現在

	氏名	所属等	区分
会長	もとやま みつぎ 本山 貢	和歌山大学 教育学部 学部長	学識経験者
副会長	きたうら よねぞう 北浦 米造	大阪芸術大学 初等芸術学部教育学科 特任教授	〃
委員	ふるの えつじ 古野 悦司	阪南市自治会連合会 副会長 (大西町自治会)	公共的団体の代表者
委員	ひらの しんじ 平野 慎治	阪南市PTA協議会 中学校代表 (飯の峯中学校)	〃
委員	くろき やよい 黒木 弥生	阪南市PTA協議会 小学校代表 (下荘小学校)	〃
委員	なかやま こういち 中山 孝一	中学校 校長 (鳥取中学校)	阪南市立学校の代表者
委員	はまい ひでひろ 濱井 英洋	小学校 校長 (上荘小学校)	〃
委員	ししもと さとる 四至本 悟	公募市民	公募による市民
委員	やまもと あきら 山本 彰	公募市民	〃
委員	はらだ ともこ 原田 知子	公募市民	〃
委員	うおみ たけし 魚見 岳史	総務部長	市職員
委員	まつした よしのぶ 松下 芳伸	未来創生部長	〃
委員	いせ とおる 伊瀬 徹	生涯学習部長	〃

(敬称略)

阪教総 6 4 1 号
令和 4 年 3 月 2 4 日

阪南市立学校のあり方検討委員会
会 長 様

阪南市教育委員会
教育長 橋 本 眞



阪南市立学校のあり方検討について（諮問）

本市の小中学校については、より良い教育環境をめざし、平成 1 8 年 1 1 月に「阪南市立小中学校及び幼稚園の整理統合整備計画」を策定し、学校規模の適正化や施設改修などの教育環境の改善に取り組んできました。

小学校については、平成 2 9 年 4 月に東鳥取小学校と波太小学校の統合、中学校については令和 2 年 4 月に鳥取中学校と尾崎中学校の統合をもって、小中学校における計画の全てを完了したところです。

一方で、想定以上の少子化の進行により、すでに適正規模に満たない学校園があり、統合と合わせて行った施設改修についても、新耐震基準の建物を中心に老朽化対策が必要となっています。

また、社会全体が急速に変化するなか、子どもを取り巻く教育環境も大きく変化し、多くの教育課題が山積している状況にあります。

教育委員会としましても、一定規模の児童生徒集団を確保し、バランスのとれた教職員集団を配置するなど、これまでの取組を踏まえながら、本市の小中学校が抱える課題を整理したうえで、検討していく必要があります。

以上のことから、本市の新たな整理統合・整備計画のための今後の小中学校のあり方について、下記の事項を貴検討会に諮問いたします。

記

1. これからの時代に即した本市がめざすべき教育のあり方について
2. 今後の児童生徒数の状況、地理的条件および地方交付税の算定基準等を踏まえた本市がめざすべき教育にふさわしい学校数と配置について
3. 前号に掲げるもののほか、阪南市立学校の小中学校のあり方の検討を進めるため、重要と認める事項